

**新町建設計画策定小委員会**

# **第 1 回委員会資料**

**日 時：平成16年1月26日（月）午後2時～**

**場 所：広見町民会館3階大会議室**

**広見町・日吉村合併協議会**

# 第1回 新町建設計画策定小委員会 会議次第

日 時：平成16年1月26日(月)午後2時から  
場 所：広見町民会館3階大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 委員紹介

4 議 事

- |                          |       |   |
|--------------------------|-------|---|
| (1) 委員長及び副委員長の選任について     | ..... | 2 |
| (2) 新町建設計画策定小委員会の役割等について | ..... | 3 |
| (3) スケジュールについて           | ..... | 4 |
| (4) 策定作業手順について           | ..... | 5 |

5 その他

6 閉 会

## 1 委員長及び副委員長の選任について

### 広見町・日吉村合併協議会小委員会規程（抜粋）

（役員）

第4条 小委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

2 役員は、小委員会の委員の互選により定めるものとする。

### 新町建設計画策定小委員会委員名簿

委員区分	選出町村	役職名	氏名	備考
2号委員	広見町	収入役	河野通夫	
	日吉村	助役	大森時政	
3号委員	広見町	議長	坂本末光	
	日吉村	議員	芝進	
4号委員	広見町	学識経験者	谷口隆義	
		学識経験者	酒井哲夫	
	日吉村	学識経験者	馬木正雄	
		学識経験者	入田伸介	

## 2 新町建設計画策定小委員会の役割等について

### (1) 新町建設計画策定の目的

第1回合併協議会の中で新町建設計画策定小委員会が設置されたことにより、新町建設計画策定の任務が小委員会に付託されました。

合併特例法第5条には、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するための新町建設計画を作成することが規定されています。これは、合併に際して新町の将来像を住民に示すマスタープランにもなるものです。

#### 新町建設計画策定小委員会設置要綱（抜粋）

（設置）

第1条 広見町・日吉村合併協議会（以下「協議会」という。）に新町建設計画策定小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について、調査又は審議を行うものとする。

(1) 新町建設計画の策定

(2) 前号に掲げるもののほか、協議会から付託された事項

### (2) 新町建設計画策定小委員会の設置理由

建設計画については、最終的に合併協議会で承認を得るべき重要事項であるが、原案の作成については、合併協議会本会議での議論が難しいこと。今後のスケジュールから見て、できる限り早期に建設計画を策定する必要があること。

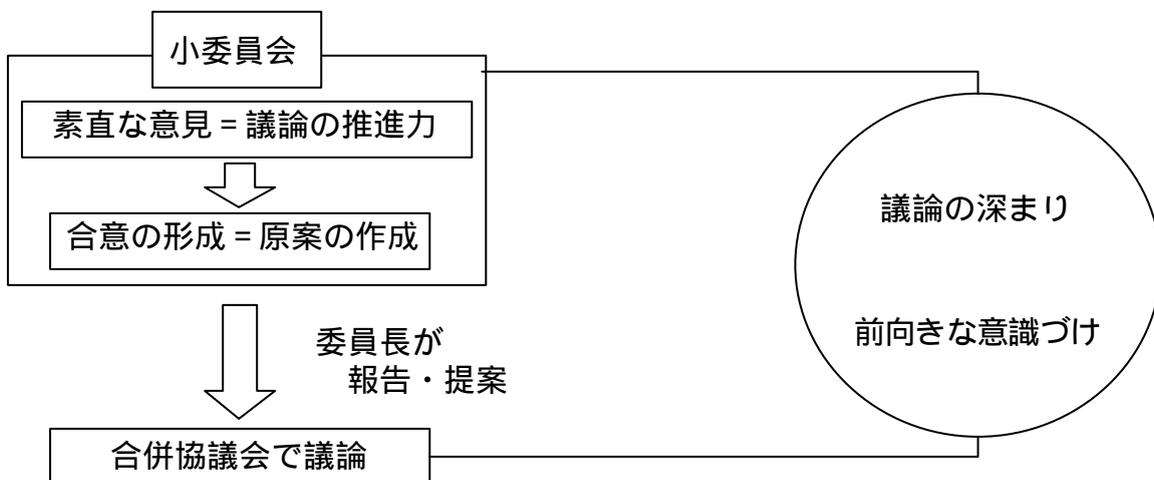
小委員会方式を採用することにより、1つの問題に絞った内容の深い議論検討が可能なこと。

委員、会場及び時間などの調整が比較的容易に行え、臨機応変な活動が可能であること。

委員以外に関係者等の意見を聴取する必要性が生じた場合に、関係者等が自由に発言できる雰囲気づくりが可能であること。

などが設置する理由の主なものである。

### (3) 小委員会と合併協議会との関わりの模式図



### 3 スケジュール

	平成 16 年												平成 17 年
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
合併協議会での協議	第 1 回協議	第 2 回協議	第 3 回協議	第 4 回協議	第 5 回協議	第 6 回協議	第 7 回協議	第 8 回協議	第 9 回協議	第 10 回協議	第 11 回協議	第 12 回協議	
全体スケジュール	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">新町将来構想策定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">新町建設計画作成</div> </div>												
小委員会での協議	第 1 回 1月下旬 委員長及び副委員長の選任 建設計画への取組方針検討	第 2 回 2月上旬 建設計画原案検討	第 3 回 2月下旬 建設計画の内容検討	第 4 回 3月上旬 建設計画の内容検討	第 5 回 3月下旬 建設計画の内容検討 (経過報告等)	第 6 回 4月上旬 建設計画(修正案)の 内容検討	第 7 回 4月下旬 建設計画(修正案)の 確認	第 8 回 5月下旬 建設計画(修正案)の 内容検討 (経過報告等)	第 9 回 6月下旬 建設計画(最終案)の 内容検討	第 10 回 7月上旬 建設計画(最終案)の 確認			
建設計画の県に対する協議													
合併協議会		原案作成 原案 県事業調書・市町村事業 一覧表 県事業・市町村事業に係 る位置図			合併協議会 (小委員会)で の審議	修正案作成 修正案 県事業調書・市町村事業 一覧表 県事業・市町村事業に係 る位置図		最終案作成	合併協議会 での最終案 の確認	計画決定			
愛媛県		意見照会 原案に対する 意見の集約 県長期計画等との整合性 県事業・市町村事業の妥当性		原案の修正		事前協議 修正案に対する 意見の集約 県長期計画等との整合性 県事業・市町村事業の妥当性	協議会への回答		正式協議	決裁・合併協議会 への回答			

合併調印目標期日

合併目標期日

## 4 策定作業手順について

### (1) 新町建設計画とは

市町村建設計画は、「合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。（合併特例法第5条第2項）」とされており、真に合併市町村の建設に資する事業を選び、合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画とすべきとされています。また、これを前提として、様々な財政措置が講じられることとなっています。

### (2) 新町建設計画の内容

新町建設計画は、合併協議会において合併関係町村の自主的な判断により決定されるものですが、合併特例法第5条第1項において 建設の基本方針 根幹となるべき事業に関する事項 公共施設の統合整備に関する事項 財政計画の4項目について政令で定めるところにより作成することとされています。

そこで、2町村の合併に際しては、おおむね次の内容を検討する必要があります。

#### 新町建設計画の策定（案）

第1章 序論

第2章 新町の概況

第3章 新町建設の基本方針

第4章 新町建設の主要施策

第5章 地域拠点整備の方針

第6章 公共的施設の統合整備

第7章 新町における愛媛県事業

第8章 財政計画

### (3) 新町建設計画の策定の考え方

新町建設計画の策定は小委員会が担当し、策定に当たっては、2町村を取り巻く社会経済動向、2町村の既定計画（総合計画、過疎計画や土地利用構想等）及び広く住民の意見を聞きそれを反映させることが重要となってきます。

また、きほく合併協議会で策定済みの3町村による新町将来構想や新町建設計画（案）は、2町村の目指す将来ビジョンと基本的に変わらないものと考えられます。

今後の作業としては、既定のきほく合併協議会新町将来構想や新町建設計画（案）専門部会が取り組んでいる事務事業・行財政現況調査のデータ等を参考に、早期にかつ効率的に新町建設計画を策定することが小委員会としての重要な役割となってきます。

# 広見町・日吉村合併協議会建設計画策定の考え方

